

令和4年10月5日開催

第28回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

第28回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月5日(水)午後1時25分から午後3時40分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 第172会議室

3 出席委員(23人)

1番	清水 静枝	2番	浦恩城 由子
3番	佐藤 勲	5番	寺崎 正親
6番	酒井 孝	7番	今井 隆
8番	須田 直子	9番	信澤 健治
10番	中沢 幸子	11番	山田 孝夫
12番	井田 裕	13番	大河原 藤雄
14番	塚越 勤	16番	石川 大輔
17番	加藤 精一	18番	福田 敬一
19番	石井 多加志	20番	清水 悟
21番	松田 健	22番	飯野 利貞
23番	新井 元	24番	堀越 良和
25番	吉田 春美		

4 欠席委員(1人) 15番 永井 保伸

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
係長	羽鳥 大樹
係長	荒木 聡
主査	小暮 純子
主任主事	清水 賢太郎
主任主事	岩井 道裕
主事	新井 諒

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） では、改めまして、第28回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長（今井 隆） 委員の皆さん、そして事務局の皆様、こんにちは。今、今日からちょっと数日秋めいてくると、寒くなるようなお話も天気予報で言っていますけれども、急に気温が下がると体調のほうも維持するのが大変だと思います。くれぐれも皆さん、体には気をつけてお仕事等頑張っていたきたいと思います。

ところで、先月の23日祝日の日ですか、皆さん見ましたか。テレビ東京の高崎の、以前も一度やりましたけれども、今回キッチンカーで女性2人が活躍する、また高崎の農産物、今回は特に果樹関係でしたか、そんなのでサンドイッチ作って皆さんに提供するというような内容でしたけれども、見た方はおりますか。あれっ。はい、そうなの。はい。あのキッチンカー、今度、経大の生徒たちが使うようですけれども、今度農業まつりで来月の19、20日でしたか……

○1番清水委員 農業まつりは19日、20。

○会長 19、20ね。そのときに、あのキッチンカー出店するそうです。だから、皆さん、多分、農業まつり、皆さんも呼ばれているので、そのとき拝見してください。

話はがらりと変わりますけれども、今月あれですね、随分いろんなものが値上がりして、6,700品目でしたか、値上げしたということで、ますます皆さん生活費がかかって大変だと思います。でも、そういうふうに値上げできるものならいいけれども、我々が生産している農産物、経費がかかるから値上げするかなんて、なかなかそういうことができないので、もう本当に大変な思いをこれからしていくわけで。国のほうでも肥料代の上った分の7割を補填するというので、あと3割は県によっては補填するというので、上がった分の、もう全部補填するという県もありますけれども、群馬はその3割というところが入っていないのです。だから、国の7割のみ、今のところそういうことになっているわけです。そういう中で、なかなか若い人が就農に就くのはちょっと、まあ、ちょっと考えるかなんて思っているわけですが、農家にとっていい時代が来ればいいと思います。

そういうことで、ちょっと余談な話になりましたけれども、今日は28回の農業委員会総会ということで、よろしく願い申し上げまして、挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、ただいまから第28回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、1名、議席番号15番、永井保伸委員が欠席との連絡がありましたので、本日の出席委員は全員24名のところ23名でありますので、過半数を超えております。ということで総会は成立をいたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

まず初めに、皆さんにお伺いいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。それでは、議席番号10番、中沢幸子委員及び19番の石井多加志委員の両名を指名いたします。また、書記は事務局の新井主事を任命いたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、これから議事進行をさせていただきます。

毎回お話しすることですけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほど、よろしく願い申し上げます。

それでは、早速、議案第1号に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和3年9月22日許可、高農委指令第1444号でございました。取消し理由につきましては、設置計画を取りやめたためとのこととございます。

以上、農地法の規定による許可後の許可取消願は1件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ただいま取消願の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたしたいと思っております。

これと異議がなければ、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は別荘用地でございまして、平成10年6月16日許可、群馬県指令西農第694号でございました。変更の理由につきましては、母のために建てようとして計画していたが母の体調が悪くなり建築の計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書30ページ、議案第5号ナンバー40が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、平成30年8月22日許可、高農委指令第1298号でございました。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は露天駐車場でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書30ページ、議案第5号ナンバー42が関連案件でございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和元年5月22日許可。高農委指令第1099号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は令和元年5月22日から令和11年5月21日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年10月24日から令和11年5月21日までの6年7か月の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の4条許可申請、議案書21ページ、議案第4号ナンバー7が関連案件でございます。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年5月22日許可、高農委指令第1113号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年10月24日から令和12年5月21日までの7年7か月の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書33ページ、議案第5号ナンバー52が提出されております。

5番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年3月23日許可、高農委指令第1654号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は令和2年3月23日

から令和12年3月22日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和4年10月24日から令和12年3月22日までの7年5か月の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書35ページ、議案第5号、ナンバー62が提出されております。

6番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。令和2年5月22日許可、高農委指令第1125号でございます。こちら一時転用の案件でございます。転用期間は令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和4年10月24日から令和12年5月21日までの7年7か月の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書35ページ、議案第5号ナンバー63が提出されております。

7番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。令和2年4月22日許可、高農委指令第1066号でございます。こちら一時転用の案件でございます。転用期間は令和2年4月22日から令和12年4月21日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和4年10月24日から令和12年4月21日までの7年6か月の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書36ページ、議案第5号ナンバー64が提出されております。

8番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。令和2年4月22日許可、高農委指令第1068号でございます。こちら一時転用の案件でございます。転用期間は令和2年4月22日から令和12年4月21日までの10年間でございます。変更の理由につきましては、太陽光発電の名義を変更するためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和4年10月24日から令和12年4月21日までの7年6か月の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書36ページ、議案第5号ナンバー65が提出されております。

9番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は分譲住宅用地でございまして、平成8年2月20日許可、群馬県指令西農第2595号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございます。なお、こちらの案件につきましては、次のナンバー10と計画変更後の5条許可申請、議案書40ページ、議案第5号ナンバー71が関連案件でございます。

10番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は分譲住宅用地でございまして、平成6年5月20日許可、群馬県指令西農第531号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございます。なお、こちらの案件につきましては、さきのナンバー9と計画変更後の5条許可申請、議案書40ページ、議案第5号ナンバー71が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は10件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ちょっと説明が長かったですけれども、これより審議に入ります。皆さんから何か疑問等ございましたら、質問お願いたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和4年11月22日から令和7年11月21日までの3年間でございます。また、支柱部分の一時転用、5条許可申請、議案書

31ページ、議案第5号ナンバー47が関連案件として提出されております。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、家族経営から法人経営に移行するため申請地を借り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は賃貸借、農業経営の規模拡大を図るため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては13件でございます。なお、この13件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

この1番の自作地が36から今度は65アールですか、それで、農業従事者が1人、何するのですかと事務局に聞いたら、これから栗植えるそうです。栗植えて、それから今農業従事者1人だけでも、これが収穫できるようになったら、人数増やすのだけ。

○事務局 そうです。

○会長 そうだね。

○事務局 はい。

○会長 あとは、どうでしょう。13番の法人は今農業従事者が18名だけれども、この間、皆さんに説明したとおり、あと何名だっけ、25名だっけ……

○事務局 はい。

○会長 25名増やすということで、今後きちんと耕作するということなのです。

皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番ですが、説明の前に、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄の一時転用の転用期間の満了日、「令和7年10月21日」を「令和5年10月21日」に訂正をお願いいたします。こちら先日の南部事前協議にて収量が許可要件に達していないことから、今回につきましても、3年更新ではなく1年更新で、来年の営農状況を見て今後の更新を判断したらどうかというご意見をいただきましたので、それを受けて申請人にお伝えしましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただきました。

それでは、説明に入らせていただきます。

営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。転用期間が定められております。令和4年10月22日から令和5年10月21日までの1年間でございます。

まずは、本申請地のこれまでの許可の状況をご説明させていただきます。こちらは、平成27年に営農型発電用地として初めて許可を受けまして、当初はフキを栽培する計画でございましたが、3年間でフキがうまく根づかなかったため、平成30年の更新の際に作付作物を申請人の母の営農経験があるタマネギに変更し、1年間での許可を受けております。しかしながら、その後の更新時は、栽培しているタマネギの育成状況が芳しくなく、1年後の営農状況を見て、今後の更新の判断をしたらどうかということで、直近4年間は全て1年間での許可となっております。今回は、その一時転用期間が満了するに当たり、昨年度に比べ100キロ程度収量は増えてはおりますが、8割には満たないため、農協と相談し、作付作物をタマネギからジャガイモへ変更しての申請となります。

それでは、別添農地法第4条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。ホッチキス留めされている箇所を右上にして御覧いただければと思います。図面中央の黒丸の箇所が申請地でございます。群馬県立公園群馬の森から東に約500メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を左上にして御覧いただければと思います。図面中央の黒く塗られた箇所が申請地でございます。申請地の周辺状況は、特別養護老人ホームや住宅があり、小集団の農地であることから、農地種別区分は第2種農地に該当すると思われま。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を右上にして御覧いただければと思います。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北側が雑種地、東側が農地と雑種地、南側が農地、西側は公衆用道路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、次の4枚目が土地利用計画図、5枚目が支柱の図面でございます。更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが既に設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積1.76平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は49.14キロワットでございます。また、4枚目、5枚目の図面の右下に太陽光パネルの立面図がございます。こちらは、営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2メートルで、このタイプの太陽光パネルが2.5メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、6枚目がジャガイモの植栽図となっております。本図面のとおり作付を行い、黒いマルチを使用する計画となっております。

1枚おめくりいただきまして、7枚目が詳細なパネルの立面図となっております。こちらは、参考までに御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、このページ以降が営農計画書でございます。資料の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を左上にして御覧いただければと思います。下部の農地で栽培する作物につきましては、ジャガイモでございます。

1枚おめくりください。年間の営農計画でございますが、こちらは記載のとおりでして、3月に植付けを行います。その後、肥料を与え、適宜除草を行いながら6月に収穫する計画でございます。2年目以降につきましても、同様に行う予定となっております。

次に、利用する農業機械ですが、記載のとおりでして、申請人の農業経験につきましては22年、そのうち本申請地に作付をするジャガイモにつきましても、同様の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、ジャガイモは半陰性の性質を持つため、太陽光パネル下部にて日陰ができてても成育に支障はなく、隙間3分の1の空間よりジャガイモの成育に必要な太陽光が当たることから、影響がないと思われると同っ

ております。

支柱につきましては、最低地上高が2メートル、最高地上高2.3メートル、支柱の間隔も2.5メートルであることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。下部の作物の平均的な単収でございますが、営農計画書に記載のとおりでございますが、こちらは群馬県農政部より発行された資料を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが作付作物であるジャガイモの品種ばれいしょの資料でございます。こちらは、参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明がございました。終わりました。続いて調査報告に移ります。今回3班になっておりますので、調査班長の新井元委員から報告をお願いいたします。

○23番新井委員 それでは、事前調査報告を申し上げます。第3班班長、新井元。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告します。

なお、当日は申請人と営農を主として行っている申請人の母親の計2名が出席でした。

質問1 今回の営農計画について教えてください。

回答 平成30年から4年間パネル下でタマネギを栽培してきました。試行錯誤を重ね、収量も少しずつ増えてきましたが、目標の8割を達成するのは難しいと考え、次回からは作物をジャガイモに変更する計画を立てております。

質問2 先ほど現地を見ましたが、サツマイモがかなりよい状態でした。ジャガイモは連作ができない作物ですので、サツマイモでもよいのではないのでしょうか。

回答 試験的にサツマイモを植えています。つるは大きく成長したのですが、現在は芋がなっていない状況です。タマネギを植えた後なので、サツマイモを栽培するには土地が肥え過ぎていたと思います。

質問3 植えたサツマイモの品種は何ですか。

回答 紅はるかです。

質問4 サツマイモは、何年も作るとよいものができると聞きます。一度ジャガイモを植えてみて、収穫後にサツマイモを植えるなどして有効利用してもよいかと思えます。

回答 はい。そのようにしてみます。

質問5 試験的に植えているサツマイモについても、その結果を教えてください。

回答 はい。分かりました。

質問6 今回3年間での申請ですが、作付作物を変更しましたので、まずは来年の営農状況を見て判断したいと思います。

回答 はい。分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 新井班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。この報告の中にもありますけれども、今回ジャガイモを植えるということで、最初ジャガイモを、ジャガイモは連作が利かないので、それで、あとはサツマイモを植えるという計画になっております。この人も、農作業経験がもう22年。もう22年といえば、ある程度その土地の状況だとかいろいろ分かると思うのだけれども。ほかに農地があると言ったよね、まだあるのよね。

○事務局 はい。

○会長 そちらのほうで何作っているのだから、よく分からないのだけれども。大体22年もすれば、ある程度のことは分かると思うのだけれども。これで一回ジャガイモを作るということで、その結果がどうなるか。また、その後は連作が利かないから、サツマイモだね。

○事務局 できればサツマイモでいきたいと思うのですけれども。

○会長 どうでしょう。質問等なければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 下水道管布設工事に伴い申請地を工事用の道路として使用したいという仮設道路の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和4年10月24日から令和5年9月30日までの約11か月間でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地164.08平米と一体利用の申請でございます。

5番 入居の需要が見込まれる申請地にアパートを建築したいという長屋建て住宅の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

6番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地208.26平米と一体利用の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

7番 営農型発電の名義を変更し引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光

発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が令和4年10月24日から令和11年5月21日までの6年7か月の申請でございます。また、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書6ページ、議案第2号ナンバー3が関連案件として提出されております。

8番 資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございます。

9番 申請地に果実酒醸造所及び農畜産物加工販売施設を建築したいという農業用施設の申請でございます。

10番 造園業を営んでおり自宅に近く利便性が高い申請地を資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。

11番 物置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという物置用地の申請でございます。なお、是正の申請のため始末書が添付されております。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件につきましては、10件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。ただいまナンバー2からナンバー11まで説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

これとってないですか。9番は、どういうあれだっけ、果実酒造。ブドウ酒ではなくて何だっけ、あれは。

○事務局 ワイン。

○会長 ブドウ酒ではなかったっけ。

○事務局 ブドウと梅も予定はしております。

○会長 梅か。だそうです。

これとってよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1とナンバー2については事前調査案件となっております。また、ナンバー1、ナンバー2は関連する案件でございますので、一括して審議をしたいと思っております。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番と2番でございます。ナンバー1、ナンバー2は関連する案件でございますので、一括してご説明をさせていただきます。

1番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて砂利を採取し販売したいという砂利採取の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められており、令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間の申請でございます。

2番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて表土置場として使用したいという表土置場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められており、令和4年11月1日から令和5年10月10日までの約1年間の申請でございます。なお、一時転用完了後は良質な土及び表土にて埋め戻し、良好な農地として所有者に返還する計画でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー1、ナンバー2の審議資料を御覧ください。こちらの資料でございますが、2枚目と3枚目に一部誤りがございましたので、別途、図面の上部に「差替え」と記載のある図面をご用意しております。

まずは、通常の資料を御覧ください。こちら1枚目が位置図でございます。申請地は、図面下部の赤く着色された箇所でございます。申請地は、阿久津下水処理場より南に約1キロの場所に位置しております。

次に、差替えの図面を御覧ください。こちら1枚目が案内図でございます。図面の緑色に着色された箇所が砂利採取地、赤色で着色された箇所が表土置場でございます。申請地は、県道寺尾・藤岡バイパスの東西に位置し、申請地の南側は鑓川堤防があり東側及び北側は農地の広がりがございます。農地種別につきましては、申請地の全ての筆が農振農用地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目を御覧ください。こちらが公図の写しでございます。緑色で着色された箇所が砂利採取地、赤色で着色された箇所が表土置場の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、それぞれ公衆用道路、水路及び農地に接しております。なお、申請地に隣接する農地の所有者には事業内容を説明しており、所有者からは同意書をいただいております。

それでは、通常の資料へお戻りいただきまして、通常の資料の4枚目を御覧ください。こちらが土地利用計画図でございます。緑色で塗られた箇所が砂利の採取箇所、黄色で塗られた箇所が境界からの保安箇所でございます。図面左上の着色されていない箇所が表土置場でございます。保安箇所につきましては、砂利採取法に基づき、隣接地からは2メートル、公衆用道路からは4メートル、水路からは3メートル、県道からは10メートルの距離で設ける計画でございます。採取箇所は、図面のとおりに3か所に区画されております。採取箇所内は勾配をつけ、中心部にございますオレンジ色の点線内が一番深く掘削する箇所でございます。掘削に伴う表土につきましては、表土置場に

保管いたします。また、乾燥時や砂利の運搬時には散水を行い、周囲の農地に被害を与えないよう防じんに努めると伺っております。

採取箇所の外周につきましては、高さ1.5メートルの防護柵と危険標識を設置し、表土置場の外周はガードロープ等を設置いたします。青色の網かけ箇所がダンプの出入口でございます。

1枚おめくりください。こちらのページ以降は、申請地の縦横断面図でございます。申請地内には保安箇所を設け、掘削箇所内は周囲に安定勾配を設けて掘削する計画でございます。掘削の深さは10メートル弱でございます。合計の採取面積は8,016平米、採取量は4万3,364立米でございます。

また、埋め戻しの計画につきましては、埼玉県秩父郡皆野町の山土を購入し、埋め戻しを行いまして所有者に引き渡すとのことでございます。採取した砂利は、埼玉県上里町の砂利販売業者に販売する計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、調査報告に入ります。

では、班長、お願いいたします。

○23番新井委員 事前調査報告第3班班長、新井元。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告します。

なお、当日は譲受法人の代表者、設計会社の担当、代理人の計3名が出席でした。

質問1 申請地の周辺にはトマト栽培のハウス等、地下水を利用していると思われる施設がありますが、掘削により地下水に影響が出るようなことはありませんか。

回答 この辺りでは約50メートルの深さから取水しております。今回の事業では、最大9.9メートル掘削する計画になっているので、地下水には影響がないと見込んでおります。また、既に周辺で同様の事業を実施していますが、取水に影響が出たといった話も聞いておりません。

質問2 復元後の農地で、その後の耕作に支障が出たことはありますか。

回答 復元後3年間はこちらで田植をして水が抜けてしまうなど不具合が生じないか確認をしています。今まで問題が起きたことはありませんが、不測の事態が起これば早急に対応します。

質問3 埋め土には前回と同じ秩父郡皆野町の土を使用するのですか。

回答 はい、前回と同様の土を使用します。山を切り崩した土を使用するため、その地層によって様々な土質の土となります。

質問4 申請地の一部には稲が栽培されていましたが、事業の開始により収穫に影響は出ませんか。

回答 許可を受けた後、すぐに掘削を開始するのではなく、保安施設の設置から始めます。掘削開始は12月20日頃の予定ですので、収穫に影響はありません。

質問5 大型車両が出入りしますので、安全対策をしっかりと、道路が傷むようなことがあれば対処してください。

回答 大型車の出入口には誘導員を配置し、公道からは適切な保安箇所を設け、安全確保に努める計画です。騒音や粉じん等の対策も行い、近隣には十分に配慮します。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

今までこれだけの砂利を運んだり、また埋め戻しの山土を運ぶということで、かなりの台数がこの道路を行き来するので、ちょっと道路が傷むそうです。でも、それをその後きちんと直すということで、そのような説明がございました。この間も事前協議のときに、小池推進委員からちょっとお話を聞いたのですけれども、ちょっと傷むけれども、きちんと道路が舗装されてきれいにされています、そんな報告がございました。この業者も、随分長くもうやっているらしいです。もう30年ぐらいやっているのかな。

○事務局 26年。

○会長 26年か。それで、まだ今後12年ぐらいでしたか。

○事務局 そうです。

○会長 まだ掘る、埋蔵量があるらしいです。そんなことで今班長の報告がございました。どうでしょうか。これとって質問等なければ、まず初めに、このナンバー1並びにナンバー2について、この面積が1万888平米ということで、これは許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として意見聴取いたします。

では、ここでちょっと休憩しましょう。

休 憩

再 開

○会長 時間が参りましたので、これからまた再開したいと思います。

それでは、これから第5条の一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、県内への転勤を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるがアパートに隣接する申請地を買い受けて入居者の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます、宅地1,085.83平米と一体利用の計画でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地75.65平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は贈与、駐車場が不足しているため申請地を譲り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、雑種地822平米と一体利用の計画でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を夫の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地7.25平米と一体利用の計画でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を夫の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地331.27平米と一体利用の計画でございます。

21番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて自動車修理工場を建築したいという工場の申請でございます。

22番は、保留でお願いいたします。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、高崎地域での仕事が増えているため申請地を買い受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、ゴルフ練習場を経営しているが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

27番 契約内容は売買、土木建築業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地100平米と一体利用の計画でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地89.18平米と一体利用の計画でございます。

34番 契約内容は使用貸借、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を婚約者の祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

35番 契約内容は売買、金属加工業を営んでいるが事業拡大により駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

36番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

37番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

39番 契約内容は売買、工場設備機器メンテナンス業を営んでいるが事業拡大に伴い駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

40番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1の計画変更申請が関連案件でございます。

41番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、申請地に物置が設置をされていたため始末書が添付されております。

42番 契約内容は売買、製造業を営んでいるが従業員用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。また、転用済みの畑447平米と一体利用の申請でございます。なお、こちらさきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー2の計画変更申請が関連案件として提出されております。

43番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、産業廃棄物処理業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

45番 契約内容は売買、集会所の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。また、転用期間は令和4年11月22日から令和7年11月21日までの3年間でございます。また、さきにご審議いただきました議案書14ページ、議案第3号ナンバー3の地上権の設定の3条許可申請が関連案件でございます。

48番 契約内容は賃貸借、貨物輸送業を営んでいるが車両置場が不足しているため申請地を借り

受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地1,000平米と一体利用の計画でございます。

49番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

50番 議案の説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄3行目に「申請地を祖父より借り受けて」とありますが、「祖父」を「叔父」に訂正をお願いいたします。お手数をおかけ、大変申し訳ございません。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を叔父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は賃貸借、障害者就労支援施設を営んでいるが作業場の駐車場の不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

52番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間は令和4年10月24日から令和12年5月21日までの7年7か月の申請でございます。また、さきにご審議いただきました議案書7ページ、議案第2号ナンバー4の計画変更申請が関連案件でございます。

53番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

57番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

58番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

59番 契約内容は売買、設備機器管理業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

60番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地481.07平米と一体利用の計画

でございます。

61番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

62番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和4年10月24日から令和12年3月22日までの7年5か月の申請でございます。また、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書8ページ、議案第2号ナンバー5が提出されております。

63番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し、引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和4年10月24日から令和12年5月21日までの7年7か月の申請でございます。また、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書9ページ、議案第2号ナンバー6が提出されております。

64番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し、引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和4年10月24日から令和12年4月21日までの7年6か月の申請でございます。また、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書10ページ、議案第2号ナンバー7が提出されております。

65番 契約内容は賃貸借、営農型発電の名義を変更し、引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和4年10月24日から令和12年4月21日までの7年6か月の申請でございます。また、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書11ページ、議案第2号ナンバー8が提出されております。

66番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

67番 契約内容は使用貸借、自社工場の建築に当たり埋蔵文化財発掘調査を行う必要があるため申請地を借り受けて調査用地として使用したいという埋蔵文化財発掘調査用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和4年10月25日から令和5年2月28日までの4か月間の申請でございます。

68番 契約内容は使用貸借、近隣での工事の請負に伴い事務所及び駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという仮設事務所及び露天駐車場の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和4年10月24日から令和5年10月23日までの1年間の申請でございます。

69番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

70番 契約内容は贈与、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地696.69平米と一体利用の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第2種住居地域及び第1種中高層住居専用地域でございます。

71番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書11ページ及び12ページ、議案第2号ナンバー9、ナンバー10の計画変更申請が関連案件でございます。

72番 契約内容は売買、入居の需要が見込まれる申請地を買い受けて共同住宅を建築したいという共同住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第2種中高層住居専用地域でございます。

73番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

74番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、保留1件を除く71件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま5条の説明が終わりました。一括して説明していただいたわけですが、この中でナンバー22ですか、今回は保留ということでございます。それを除きまして、これから審議、質疑を受けたいと思います。

このナンバー61の防草シートを敷いてあるというのは、これは全面に防草シートを敷いているかどうかだ。

○事務局 はい、全面に敷いてあります。

○会長 全面か。

○事務局 はい。

○会長 今、中には野菜作りながら、野菜作っている以外のところも防草シートを敷いている、そういう人も結構いるのです。では、これは野菜も何も作らずに防草シートを全面に敷いておいたということね。

○事務局 はい。

○会長 どうでしょうか。

そうすれば、まず初めに、67番、見てもらえますか。67番、自社工場の建築に当たり埋蔵文化財

発掘調査を行うということなので、ここ面積が1万5,566平米ということで広い面積なので、これも許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しなくてはならないのですけれども、それでは、先、それを聞きます。許可相当として意見聴取してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。意見聴取します。今回、周りに農地があるということなのですけれども、発掘調査ということでまだ影響ないので、今後また農振除外をするのをまた新たに出てくると思います。

それ以外はいいですね、許可相当として。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

2番 現況地目は原野となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

事務局からの説明は、以上となります。

○会長 非農地証明願の説明が事務局からございました。

続きまして、ここの担当委員から報告をしてもらおうわけですけれども、ここナンバー1も2も片岡地域ですので、寺崎正親委員から報告をお願いいたします。

○5番寺崎委員 ナンバー1及びナンバー2について、現地確認をした結果を報告いたします。

ナンバー1につきましては8月31日に、ナンバー2につきましては8月4日に推進委員の松本一正委員と事務局職員と現地確認を行いました。現地は、ともに車両の乗り入れができず、数多く雑草、雑木が生い茂っている状況でした。そのため農地として活用するのは困難な状況にありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。以上です。

○会長 ただいま寺崎正親委員から報告がございました。これに対して、皆さんから何か異議がござ

いますでしょうか。質問等。この間も事前協議のときに私お話ししたのですけれども、この2地点写真見せてもらったら、これはやむを得ないだろうと、これは非農地にあれしてもよろしいのではないかという状況でございました。

異議がなければ証明しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

以上、議案のほうの審議が終わりまして、これから報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は庭用地、用途指定区分は第1種住居地域、こちらにつきましては、書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか18件、合計19件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか3件、合計4件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番及び2番につきましては、令和4年8月及び令和4年5月の総会において許可相当としていただいた案件です。開発許可の遅れから許可日がずれ込んでおりましたが、それぞれ令和4年8月30日、令和4年9月1日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

3番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

また、48ページの24番につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が3件、5条が36件、合計39件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和4年9月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項は終わりました。

次に、その他ということで、事務局のほうから何か連絡、報告ございますでしょうか。

振興のほうもないね。

はい、分かりました。

局長のほうからは。

○事務局長 私からは、ないです。

○会長 ないですか。

○事務局長 はい。

○会長 今回、ちょっとしばらくぶりに議案数が多かったのですが、次回は第4班になるのかな、4班の班長さん、また4班の皆さんよろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして、第28回農業委員会総会を終了といたします。
お疲れさまでございました。

午後 3時40分 閉会